

平成18事業年度
業務実績報告書

自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日

独立行政法人 空港周辺整備機構

目 次

第1編 業務運営評価のための報告

I はじめに	3
II 業務運営に関する報告	
1. 中期目標の期間	4
2. 業務運営の効率化に関する事項	4
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項	11
4. 財務内容の改善に関する事項	28
5. その他業務運営に関する重要事項	31

第1編

業務運営評価のための報告

I はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針(平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成16年2月23日、同委員会改定)に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の平成18事業年度の業務運営評価のために作成したものである。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標等において中期目標期間における項目の目標が数値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ次の形式で報告する。

《目標値が設定されている場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」
中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」
年度計画における目標値

①年度計画における目標値設定の考え方

--

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

--

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

《上記以外の場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」
中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」
年度計画における目標

①年度計画における目標設定の考え方

--

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

--

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

II 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

1. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任を明確化するために必要な体制を整備すること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

事務事業の効率化の観点から、独立行政法人化の時点で、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。

共同住宅の新規建設は廃止したが、既存住宅の維持管理業務は継続し、処分に関する業務が新たに生ずることから、共同住宅担当組織は従来どおりとする。

(年度計画)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化

さらなる業務の効率的運用と責任体制の明確化を図りつつ、社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、業務の実態に即した適切な組織体制を構築する。

①年度計画における目標設定の考え方

航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任を明確化するための体制整備を行う必要があることから、中期計画において独立行政法人移行時に組織運営の効率化を図るための組織再編を掲げ、平成15年度において既に実施したところである。

平成18年度においては、平成17年度に引き続き、さらに一層の円滑化を図るためのより良い組織体制をめざし、組織の再編をすることとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

中期計画に掲げる組織運営の効率化を図るための組織体制は既に達成済みであるが、一層の業務の円滑化を図るためのよりよい組織体制をめざし、4月1日付で大阪国際空港事業本部においては会計業務の効率化を図るため、経理課と管財調達課を統合し会計課とし、総務部次長を調査役に振り替え、総務部内の諸業務に対して柔軟に対応できるようにするとともに移転補償に関する業務を統合するため調整課を廃止し、移転補償課に集約した。

福岡空港事業本部においては、事業第2課の企画調整係と開発整備係を統合し、係長を係員へ振り替えた。また事業の実態にあわせ、事業第3課の調整役を廃止した。

【資料1-1】 → ※空港周辺整備機構の組織・人員の新旧対照表

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

当面、現在の組織を基本としつつ、航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応できるよう各事業量に見合った要員配置などの体制の整備を目指すこととし、平成19年度においても、より効率的な業務遂行を図るため、大阪国際空港事業本部においては、業務の実態に即応させるため、事業第二部調査役及び移転補償課を2名削減するとともに、固有事業課の1名を緑地造成課に振替を行う。

また、福岡空港事業本部では、事業第三課の課長代理に同課前任補償専門員を兼任させる計画である。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

大阪国際空港事業本部の経理課と管財調達課を統合し会計課としたこと、総務部次長を調査役に振替えたことにより、総務部内の諸業務に対して柔軟に対応できるようになった。

(中期目標)

(2)人材の活用

航空機騒音対策業務に必要な役職員を確保するとともに、組織を活性化すること。

(中期計画)

(2)人材の活用

機構組織全般について、国・府・県・市との人事交流を推進し、若い人材を任用するなどにより組織を活性化する。

(年度計画)

(2)人材の活用

組織の活性化が図られるよう、若い人材の任用に関して国・府・県・市と引き続き調整・協

議を行うと共に、機構内職員の配置転換等により人材の活用を図る。

①年度計画における目標設定の考え方

空港周辺整備機構は、大阪国際空港事業本部のプロパー職員(7名)を除き、国・府・県・市の出向者で構成されているため、職員の若返りによる組織の活性化を図るとともに、機構内職員の配置転換等により人材の確保を図ることとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

平成19年度の異動計画に当たり、平成18年9月～平成19年1月にかけ、国・府・県・市に対し若い人材及び業務に必要な知識と経験を有する者の派遣について調整・協議を行うとともに、機構内部の業務に見合った人事配置を実施すべく「派遣協定」に関しても引き続き協議した。

【資料1-2】 → ※出身別・階級別の職員数及び平均年齢

【資料1-3】 → ※異動者の年齢・俸給月額の変動

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

次年度以降も若い人材を任用し、確実に組織の活性化が図られるよう、国・府・県・市の人事異動計画策定時期に綿密な調整・協議を引き続き行うとともに、機構内職員の配置転換等を行うなど業務に必要な知識と経験を有する人材の活用を図る。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期目標)

(3)業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

代替地の保有区画数については、長期間保有することによる管理費累増等のリスクを回避するための措置を講ずること。

(中期計画)

(3)業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

イ 大阪については、代替地の保有区画数は1区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。

また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。

ロ 福岡については、代替地の保有区画数は2区画以内とする。必要に応じて一般処分も

行うものとする。

また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。

ハ 一般処分を行う場合は、ホームページへの掲載、地元広報誌等への情報提供を実施するとともに、自治体等の公共代替地への提供も行う。

(年度計画)

(3)業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。

①年度計画における目標設定の考え方

代替地については、代替地区画を保有していないことから移転補償対象者のニーズを把握し、適切な対応をすることとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

平成18年度は代替地造成事業としての実績はなかったものの、移転補償対象者のニーズがあった場合に民間の不動産情報や地方公共団体の情報収集に努めるなど、代替地の確保に適切に対応した。

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

今後とも、移転補償対象者から代替地の需要がある場合には、公的団体等の不動産情報を提供するなど適切に対応する。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成17年度までに全ての代替地を処分できたこと、新規の取得を抑制できたことにより、代替地事業に伴うリスクを回避することができ、業務の効率化が図られた。

(中期目標)

② 共同住宅

既存の共同住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき早期に処分するため、空家の処分計画を策定し、処分に着手すること。

(中期計画)

② 共同住宅

イ 採算性を検討し、現状及び見通しを公表する。

ロ 熊野町住宅については、一棟処分に向けて入居者の移転を進める。

ハ 戸別処分を行う小中島住宅については6戸以上を処分する。

ニ 服部本町住宅の空家については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸の拡大を図っていくことにより、空室率を4%以下にする。

利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸を拡大し、空室率を25%以下にする。

(年度計画)

(共同住宅を処分したことにより、なし)

(年度計画における目標値)

(共同住宅を処分したことにより、なし)

①年度計画における目標値設定の考え方

特記事項なし

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

全棟一括処分済み

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

[平成17年度で全戸処分]

「できる限り早期に処分する」とする特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)及び中期目標の趣旨を踏まえ、平成17年12月に全棟を一括して処分(6棟291戸)し、平成17年度をもって事業を終了した。

(中期目標)

③ 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で5%程度(住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%程度)に相当する額を削減する。

(中期計画)

③ 事業費の抑制

事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で5%以上(住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%以上)に相当する額を削減する。

(年度計画)

③ 事業費の抑制

事業費については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を促進しさらなるコストの縮減等を推進する。

また、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものについては、昨年度に引き続き、業務処理の最盛期に当たるため、集中的な執行を行う。

①年度計画における目標設定の考え方

事業費については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を促進し、中期計画の達成を目指して、コスト縮減と予算の効率的な執行等を推進することとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

事業費については、平成14年度比で約10%増となったものの、住民申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業としては、平成14年度比で約53%を削減した。

【資料1-4】 → ※事業費の予算の削減状況

【資料1-6】 → ※事業費の決算の削減状況

なお、平成18年度は、次のような取り組みを行い、事業費の節減を図った。

・具体的なコスト縮減の具体的な取り組みとして、再開発整備事業については民間活力活用型の整備手法を導入し、借受者の提案を積極的に取り入れることにより、施設整備経費の縮減を図った。

・福岡の緑地造成事業(4箇所)では、測量及び実施設計業務と緑地造成工事の発注に際し、それぞれ4箇所を1件にまとめて包括発注することで事業費の抑制を図った。

・緑地造成工事については、一般競争入札(事後審査・価格交渉方式)を試行的に導入し、コスト縮減に努めた。

13,678 百万円(H14) → 14,997 百万円(H18)

削減率 + 9.6% 【5%目標】

6,558 百万円(H14) → 3,094 百万円(H18)

削減率 △52.8% 【15%目標】

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

引き続き事業費抑制を図り、中期目標を達成するため各事業分野での効率的執行を図ることとする。

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

事業費については住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行う事業(移

転補償事業・民家防音事業)が事務処理の最盛期に当たるため、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で約10%増となったものの、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については、約53%を削減したところであり、平成19年度末での中期計画の達成を目指し、計画的に事業費の執行を行っているところである。

(中期目標)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で13%程度に相当する額を削減すること。

(中期計画)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で13%以上に相当する額を削減する。

(年度計画)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費については、業務の集約化・効率化の推進等により認可法人時の最終年度(平成14年度)比で13%以上に相当する額を削減する。

(年度計画における目標値)

一般管理費の抑制:平成14年度比13%以上の削減

①年度計画における目標値設定の考え方

業務の集約化・効率化の推進等により平成14年度比で13%以上の一般管理費の削減を行うこととした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

一般管理費は、平成14年度予算(1,738百万円)に対し、平成18年度予算(1,277百万円)は約27%の削減となった。

【資料1-5】 → ※一般管理費の予算の削減状況

【資料1-7】 → ※一般管理費の決算の削減状況

【当該項目に関する取組み】

一般管理費の抑制にあたって具体的な取組みは次のとおり。

1. 顧問税理士との契約を終了し、諸謝金で年額756千円を削減した。
2. 事業見直しに伴い、嘱託職員を1名削減し、年額2,291千円を削減した。非常勤職員を1名削減し、年額2,210千円削減した。
3. 定員で5名削減し、人件費の削減に努めた。

17年度定員(職員) 92名 18年度定員(職員) 87名

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

一般管理費については、人件費の削減と事務費の効率的な執行に努めた結果、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で約27%に相当する額を削減し、中期計画をかなり上回る経費削減を達成した。

具体的な取り組みとして、顧問税理士との契約終了による謝金の節減、人件費等の抑制等を行った。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1)業務の質の向上

周辺住民及び関係自治体との意志疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

- ① 騒音対策事業及び地域整備事業を一体的・効率的に実施するための体制・制度を構築すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1)業務の質の向上

業務の質を向上させるため、次の措置を行う。

- ① 業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年2回以上開催する。

(年度計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1)業務の質の向上

業務の質を向上させるため、平成18年度において次の措置を実施する。

- ① 連絡協議会の開催

業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回開催する。

(年度計画における目標値)

「連絡協議会」の開催:年2回開催

①年度計画における目標値設定の考え方

空港周辺整備機構の円滑な業務の運営を図るため、事業年度の予算及び事業計画に関する事項について協議するため、大阪国際空港事業本部では大阪航空局、大阪府、兵庫県ほか周辺6市(大阪市、豊中市、池田市、伊丹市、川西市、宝塚市)、福岡空港事業本部では大阪航空局、福岡県、福岡市ほか周辺3市2町(春日市、大野城市、太宰府市、粕屋町、志免町)で構成する連絡協議会を年度内に2回開催し、業務の調整及び意見聴取を行うこととした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

大阪国際空港事業本部では、平成18年8月30日及び平成19年3月28日に、福岡空港事業本部では平成18年8月31日及び平成19年3月27日にそれぞれの連絡協議会を開催した。

【当該項目に関する取組み】

〈連絡協議会における審議事項等〉

各事業本部ごとに、次の議題について審議した。

- 平成17事業年度 業務実績について
- 平成18事業年度 事業実施状況について
- 中期計画の変更(案)について
- 平成18事業年度事業実施状況について
- 平成19事業年度 予算概算要求概要について
- 平成19事業年度 年度計画(案)について

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

より実質的な意見交換ができるよう協議会の下部組織である幹事会を開催し活性化を図った

(中期目標)

- ②職員の資質を向上させること。

(中期計画)

- ②事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のために弁護士・公認会計士・税理士等の外部講師による職員研修(年3回程度)を実施する。

(年度計画)

② 職員の資質の向上

外部講師等による職員研修を年3回程度実施する。

(年度計画における目標値)

職員研修の開催: 年度中に3回程度開催

①年度計画における目標値設定の考え方

事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に関する専門知識の向上のため外部講師等による職員研修を年3回程度実施することとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

大阪国際空港事業本部で3回、福岡空港事業本部で3回の研修を実施した。(両本部で合計6回の研修を実施)

なお、国土交通大学校柏研修センター主催の簿記研修に3名の職員が参加し3名とも簿記検定2級に合格した。

(参考) 全研修の延べ参加人数 138名

【当該項目に関する取組み】

〈大阪国際空港事業本部〉

- ① 新規採用職員研修を実施し、空港周辺整備機構における事業の基本的内容などについて理解を深めた。
- ② メンタルヘルスについての研修を実施した。
- ③ 内部統制研修を実施した。

〈福岡空港事業本部〉

- ① 新規採用職員研修を実施し、空港周辺整備機構における事業の基本的内容などについて理解を深めた。
- ② 人権同和研修を実施した。
- ③ 内部統制研修を実施した。

なお、大阪国際空港事業本部で実施した、メンタルヘルス研修には福岡空港事業本部から職員4名が参加した。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

研修効果の把握、次年度の計画に役立つよう研修終了後アンケート調査を実施した。

(中期目標)

- ③ 業務の成果を内部評価すること。

(中期計画)

- ③ 1年サイクルの内部評価制度を導入し、前年度の業務の評価が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバックできるようにする。

(年度計画)

- ③ 業績評価の業務への反映
平成17年度の事業及び平成18年度上半期の事業について内部評価委員会を開催し、その内部評価の結果を踏まえ、以後の計画策定・業務の実施方法等に反映させる。

(年度計画における目標値)

内部評価委員会の開催:年2回以上開催

①年度計画における目標値設定の考え方

各事業の実績や課題等について分析し、その結果を以後の業務の実施方法等に反映させるため、内部評価委員会を年2回以上開催することとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

内部評価委員会を3回開催した。

【当該項目に関する取組み】

平成17年度事業実績に対する内部評価委員会を5月及び6月に、平成18年度上半期事業の内部評価委員会を10月に開催し、事業の達成状況と今後の見通しの確認等を行った。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

内部評価委員会において達成状況や見通しの確認等を行い、計画に対して事業の進捗が思わしくないもの等改善を要する項目については、業務の実態に応じ、改善措置を講じるようフォローアップを行い、着実に下半期の事業進捗や次年度計画の策定に反映させることができた。

(中期目標)

- ⑤ 国の航空機騒音対策事業及び機構の事業概要について、より一層の広報活動を行うこと。

(中期計画)

- ⑤ 広報活動の充実
イ ホームページ、パンフレット等の内容を充実させ、独立行政法人評価委員会の評価結果を含めて積極的に各種情報を提供する。

ホームページについてはアクセス数を10%増加させるとともに、書き込み欄への意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への掲載等の広報活動を行う。

ハ エアフロントオアシスや緑地整備を完了した箇所について、成果を周知するため、看板の設置等を行う。

(年度計画)

④ 広報活動の充実

イ ホームページについては、アクセス数の実績を把握しつつ、一般の方々にもわかりやすい公表資料、データ等の各種情報を積極的に提供することにより、アクセス数を8%増加させる。

ロ パンフレットについては、内容の充実を図るためリニューアルするとともに、環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用し、パンフレットを配布する。

①年度計画における目標設定の考え方

ホームページの充実とパンフレットの配布による広報活動を積極的に行うことにより、PRを図ることとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

イ 一般向けに環境学習の受入促進のためのコンテンツを新たに作成するとともに、契約内容の透明性・公正性を図るため、入札監視委員会の内容を公表する等、引き続き積極的な情報提供の充実を図った。

<アクセス数>

3, 365件(H18年度月平均)

2, 657件(H15年上半期月平均)

【増加率: +26. 6%増加】

ロ 「空の日」に合わせて、大阪国際空港事業本部において新たにリーフレットを作成し、9月23日に500部配布した。また、福岡空港事業本部においても9月23日に機構パンフレットを200部配布した。

機構パンフレットのリニューアル及び福岡本部のリーフレットを作成し関係機関に配布した。

(その他広報活動)

関係自治体等への広報依頼

《福岡》 福岡市の市政だより 1回掲載
大野城市の市政だより 4回掲載
春日市の市政だより 3回掲載

【資料2-1】 → ※広報活動の状況

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

ホームページについては、アクセス数の実績を把握しつつ一般に理解されやすく親しまれるものとなるよう、引き続き公表資料、データ等の内容の充実を図る。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

精力的に広報活動に努めた結果、ホームページのアクセス数は中期計画の目標値を上回る増加率(平成15年度上半期月平均比約26.6%増)を達成した。

(中期目標)

(2)業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、航空機騒音対策を進めること。

- ① 大阪国際空港及び福岡空港周辺における再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、関係自治体と連携した事業を実施すること。

(中期計画)

(2)業務の確実な実施

周辺整備基本方針及び中期基本方針で策定された趣旨を踏まえつつ、各事業を進める。

① 再開発整備事業

- イ 関係自治体との定期情報交換を行うこと等により、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。
- ロ 施設の整備にあたっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により、需要に柔軟・的確に対応する。
- ハ 中期目標の期間中に、需要の確実性を把握したうえで、7件の事業を行う。

(年度計画)

(2)業務の確実な実施

① 再開発整備事業

- イ 関係自治体と情報交換を継続的に行い、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、施設整備を実施する。
- ロ 施設整備にあたっては、需要に柔軟・的確に対応する。また、実施にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れるとともに、建設コスト抑制に努め、空港周辺地域及び施設利用者にとって利便性の高い施設整備を図る。
- ハ 平成18年度中に2件の整備を実施する。
- ニ 中村地区の事業者へ再開発事業用地を提供するため、土地を取得し、造成後譲渡

を行う。なお、「移転先用地整備推進部会」において、事業の円滑な実施を図るための調整を行う。

(年度計画における目標値)

再開発整備事業: 2件の整備

①年度計画における目標値設定の考え方

再開発整備事業を確実に実施するため、以下に留意して目標及び目標値を設定した。

- イ 空港周辺地域における住民の生活環境の改善及び適正な土地利用の実現を図るため、関係自治体と綿密な連絡調整又は協議を行い、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。
- ロ 借受希望者からの施設利用計画、建設(整備)計画、予定貸付料等について十分協議を行い、施設利用者等にとって利便性の高い施設整備を図る。
- ハ 国と協議の上、借受可能な国有地を選定し、周辺地域のニーズに沿った施設整備を実施する。
- ニ 中村地区の事業者へ再開発事業用地を提供するため「移転先用地整備推進部会」において、事業の円滑な実施を図るための調整を行う。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

ハ 再開発整備事業: 6件整備

大阪国際空港事業本部 … 5件

福岡空港事業本部 … 1件

【資料2-2】 → ※再開発整備事業の実績件数

【当該項目に関する取組み】

〈大阪国際空港事業本部〉

- イ 地元自治会からの要望に対する対応策の検討や開発指導等(県、市)については、関係機関との連絡調整会議や情報交換を積極的に実施した。
- ロ 施設の整備に当たっては、借受希望者のニーズを的確に把握し、昨年度に引き続き民間活力活用型の整備手法により、建設費の抑制に努めた。
- ハ 伊丹市森本(622㎡ 工場兼事務所)ほか4件を整備し、うち4件については平成18年度中に貸付を開始した。
- ニ 中村地区の事業者へ再開発事業用地を提供するため、14,508㎡の土地を取得し、11月までに用地造成を完了し、「移転先用地整備推進部会」において精力的に協議を進め、36区画の用地区画割作業を11月までに完了した。
譲渡契約については、年度末までに35区画との契約締結が完了している。

【資料2-3】 → ※中村地区の土地譲渡状況



平成18年度整備した工場兼事務所(伊丹市森本7丁目)

〈福岡空港事業本部〉

- イ 福岡空港周辺整備計画調査委員会等において、関係自治体との情報交換を継続的に実施した。
- ロ 施設整備については、民間活力活用型の整備手法を導入し、借受希望者の提案を積極的に取り入れることにより整備経費の縮減を図るとともに、空港周辺地域及び施設利用者にとって利便性の高い施設となるよう借受内定者とも調整・協議を行った。
- ハ 福岡市博多区大井2丁目(大井地区再開発整備事業第2期 11,804 m² 物販施設)については、平成18年7月から、貸付を開始した。



平成18年度整備した物販施設(福岡市博多区大井2丁目)

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

既に中期計画における目標の7件を達成しているところであるが、今年度は年度計画を上回る6件を整備し、機構の収益確保に大きく寄与した。

(中期目標)

- ② 大阪国際空港及び福岡空港周辺における民家防音工事補助事業については、事務処

理の期間を短縮すること。

(中期計画)

② 民家防音事業

工事の積算方法や審査方法の見直し、事務の効率化・簡素化に取り組み、交付申請から交付額の確定までの期間を15%短縮する。

なお、工事は特定時期に集中することなく計画性を持って実施する。

(年度計画)

② 民家防音事業

機能回復工事(再更新工事を含む)の計画台数は、引き続き増加傾向にあるが、事業の円滑な実施を図るため、更なる事務の効率化を模索し、工事が特定時期に集中しないよう計画的に行うことにより、交付申請から交付額の確定までの期間について、平成14年度実績に比して15%短縮することに努める。

(年度計画における目標値)

民家防音事業の交付申請から交付額確定までの期間:平成14年度比15%短縮

①年度計画における目標値設定の考え方

故障調査及び積算審査の効率化により事業期間の短縮に努め、住民サービスの向上及び業務内容の効率化を図ることとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

交付申請から交付額確定までの期間を平成14年度実績に対し、約16%短縮した。

【当該項目に関する取組み】

大阪国際空港事業本部においては、平成17年度は目標にわずかに届かず13%の短縮にとどまったため、18年度においては各業務項目を再検討し、更なる業務の効率化・簡素化に努め、目標を上回る16%の短縮を図ることができた。

福岡空港事業本部においては、各工程の処理期限日を書き込んだ年間スケジュール表を課内に掲示し、目標達成を職員の共通意識として共有し、期間短縮に向け取り組んだ結果、交付申請から交付額の確定までの期間について、平成14年度実績に比して約16%の短縮を図ることができた。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

①コンピュータシステムの改良

プログラムの改良とともに過去の工事履歴などのデータ整理を行った。

職員各自のコンピュータ画面から必要な情報が呼び出せることにより、工事履歴の確認作業や設計図書の作成準備がスムーズに行えるようになった。また住民からの問い合わせ等にも迅速に対応できるようになった。

②資格審査、設計審査方法についてのマニュアル作成と指導

住民からの申請や故障調査の内容審査についての注意点、チェック項目などをまとめたマニュアルを作成し、これに基づき職員を指導することにより、教育に要する期間が短縮できた。また明確な判断基準を示したことにより、よりの確な事務処理が行えるようになった。

③詳細な作業工程の作成と業務管理

年度当初に詳細な作業工程を作成し、これによる業務の進捗管理を行うことにより、職員の意識向上が図られ、スムーズで的確な事務処理が行われた。

(中期目標)

- ③ 大阪国際空港及び福岡空港周辺における建物等の移転補償及び土地の買入れにおける補償申請から補償金若しくは土地代金の支払いまでの期間については、処理の迅速化によりこれを短縮させること。

(中期計画)

③ 移転補償事業

事務処理の迅速化を図り、移転補償及び土地の買入れについては申請から代金の支払いまでの期間を15%短縮する。

(年度計画)

③ 移転補償事業

移転補償及び土地の買入れの申請から代金の支払いまでの期間については、引き続き物件調査等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮することに努める。

福岡の移転補償については、申請から代金支払いまでの期間短縮の阻害要因である持越物件の処理を着実に進める。また、処理期間の遅延の要因ともなっている相隣関係について、申請者へ隣接者との調整を行うよう適時指導することで、円滑な事務処理に努める。

(年度計画における目標値)

移転補償事業の申請から代金支払いまでの期間:平成14年度比15%短縮

①年度計画における目標値設定の考え方

移転補償及び土地の買入れの申請から代金支払いまでの期間については、引き続き物件調査等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮することに努めることとし

た。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

〈大阪国際空港事業本部〉

なし

〈福岡空港事業本部〉

福岡空港事業本部では、平成18年度においては前年度並みの43件を処理したことから次年度への持越件数は平成17年度末の56件から32件へと大幅に減少した。

また、平成17年度以降の受付分について、申請の受付前に隣接地関係の問題等を解決するよう指導を徹底し、迅速かつ円滑な事務処理に努めた結果、平成18年度においては、平成14年度実績と比較し申請から代金の支払いまでの期間を15%短縮することができた。

【当該項目に関する取組み】

〈大阪国際空港事業本部〉

申請がなされた場合は即座に物件調査や土地測量に着手できるように、法務局における事前調査等を行うとともに、予定者の状況把握に努めた。

〈福岡空港事業本部〉

平成17年度以降の新規受付分については受付前に隣接地関係の問題を解決するよう指導を徹底したことなどにより、迅速かつ円滑な事務処理を図ることができた。

加えて、持越物件については、相隣関係等について申請者への随時指導・助言を行うことにより、処理を着実に進め、平成16年度までの受付物件の処理をすべて終えることができた。

《持越物件の残件数》

56件(平成17年度末)→ 32件(平成18年度末)

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

〈福岡空港事業本部〉

全体では昨年同様、持越物件の処理に多大の時間を要したことから、申請から代金支払いまでの期間短縮について、目標達成には至らなかったものの、相隣関係の指導等を行った平成17年度以降の新規受付物件の実績については、平成14年度と比較し、申請から代金支払いまでの期間を15%短縮することができたところである。

平成19年度においても、引き続き持越物件の処理を進め、併せて物件調査等を効率的に行うことにより、全体での目標達成に向け努力していく。

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

<福岡空港事業本部>

○申請、持越件数等の推移

年 度	持越残件数	申請件数	契約実績件数 ()は執行額
14年度	74件	71件	34件 (4,300百万円)
15年度	111件	39件	41件 (3,870百万円)
16年度	109件	18件	37件 (3,925百万円)
17年度	90件	22件	44件 (7,435百万円)
18年度	56件	23件	43件 (6,485百万円)

※平成18年度末時点の持越残件数 32件 ※取り下げ：平成17年度・・・12件

○平成19年度

平成18年度・・・4件

執行予定件数・・・・・・・34件

(中期目標)

- ④ 大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区整備に係る移転補償については、着実に推進すること。

(中期計画)

④ 中村地区の移転補償事業

中村地区に係る移転補償事業については、下記により実施する。

イ 中村地区整備協議会(幹事会)と意見、情報交換を行い整備を進める。

ロ 地元自治会と密に連絡情報交換を行い、事務を円滑に進める。

ハ 移転補償の事務(補償額の提示)を行うにあたっては住民及び事業者に十分な説明を行う。

(年度計画)

④ 中村地区の移転補償事業

イ 中村地区整備協議会(幹事会)と意見、情報交換を月に1回程度実施する。

ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして実施し、円滑な移転補償の成約に努める。

ハ 移転補償事務を行うにあたり住民及び事業者に必要な説明を行うとともに、電話等の照会に対しても適切に対応して事業に対する理解を求め、移転の進捗に努める。

(年度計画における目標値)

中村地区整備協議会(幹事会)の開催 : 毎月1回開催

①年度計画における目標値設定の考え方

伊丹市中村地区整備に係る移転補償について、関係者間との連携を密にするとともに住民等への理解を深めるための作業を行うことにより着実に推進することとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

移転補償対象数208棟のうち平成18年度当初残が153棟であったが、平成18年4月以降、抵当権等が設定されている物件を除いた148棟の建物について移転補償契約を締結した。

【当該項目に関する取組み】

イ 平成19年度未完了を目指して、中村地区整備協議会(幹事会)において意見・情報交換を実施するとともに、必要に応じて打合せ会議を開催し、事業の円滑な推進を図った。



移転跡地



住民の移転先 市営住宅

【資料2-4】 → ※中村地区の移転補償事業

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

全ての移転補償対象数208棟のうち平成18年度当初残が153棟であったが、平成18年4月以降、抵当権等が設定されている物件を除いた148棟の建物について移転補償契約を締結した。

残りの5棟についても補償に関する理解が概ね得られていることから、抵当権の抹消等、移転補償契約に必要な手続きを進めるよう働きかけ、事業進捗に努めることとしている。

○中村地区の物件数及び世帯数(平成19年3月31日現在)

建物 105棟 64世帯 36事業所

(中期目標)

⑤ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備

基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

(中期計画)

⑤ 大阪国際空港周辺の緑地整備

大阪国際空港周辺の都市計画緑地の用地取得等については、国・地元自治体等との協力体制を強化し、着実に実施する。

イ 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分は、概成に向けて推進する。

ロ 緩衝緑地第2期事業分については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。

(年度計画)

⑤大阪国際空港周辺の緑地整備

イ 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、未買収地約2.2ha(利用緑地残0.4ha、緩衝緑地第1期残約1.8ha)のうち約0.4haを買収し、用地取得進捗率を約94%とする。

また、買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。

ロ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の進捗状況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について大阪国際空港緑地整備推進協議会を活用して関係機関と引き続き調整する。

(年度計画における目標値)

利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地買収:約0.4ha(進捗率94%)

造成・植栽の実施:約0.4ha

①年度計画における目標値設定の考え方

豊中都市計画緑地の事業推進を図るため、用地の取得及び造成植栽工事を着実に実施することとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

イ 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地買収:約0.4ha(進捗率94%)
造成・植栽の実施

【資料2-5】 → ※大阪国際空港周辺緑地整備事業用地取得状況(大阪府側)

【資料2-6】 → ※緑地造成事業整備概要(大阪)

【当該項目に関する取組み】

利用緑地、緩衝緑地第1期区域内の地権者及び借家人等に対し個々の要望(移転先等)を出来るだけ詳細に把握し、精力的な対応により事業の進捗を図った結果、利用緑地、緩衝緑地第1期事業について約0.4haの用地取得を行った。

造成・植栽工事は、買収済みの0.4haについて造成・植栽を実施する計画であったが、当該工事周辺の都市計画区域内園路計画について、事業者である大阪航空局と豊中市間の調整が新たに必要となったため、翌年度以降に実施することとし、平成18年度については造成・植栽を実施予定区域の雨水排水管敷設を行い、工事延長199mの事業の促進を図った。

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

緑地造成事業については、買収済みの0.4haについて造成・植栽を実施する計画であったが、当該工事周辺の都市計画区域内園路計画について、事業者である大阪航空局と豊中市間の調整が新たに必要となったため、翌年度以降に実施することとなった。

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

緩衝緑地第Ⅱ期分については、大阪国際空港周辺緑地整備推進協議会において分科会を設置し、今後は、地域の状況を踏まえた適切な都市計画事業承認・認可の取得時期も含め早期事業化に向け検討をなされることとなっている。

(中期目標)

- ⑥ 福岡空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

(中期計画)

⑥ 福岡空港周辺の緑地整備

福岡空港周辺の緑地整備を推進する。

イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を推進する。

ロ 空港南側の一定範囲については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。

(年度計画)

⑥ 福岡空港周辺の緑地整備

イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。

ロ 空港南側の一定範囲については、地域の実情等に配慮し、移転補償跡地等の有効活用、地域の活性化の観点から、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について国・地元自治体等と調整する。

(年度計画における目標値)

造成・植栽の実施:約0.4ha

①年度計画における目標値設定の考え方

空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を図る。また、空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認含む土地の有効活用方策について、国、地方自治体等と調整・協議することとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

造成・植栽の実施:約0.4ha

【資料2-7】 → ※緑地造成事業整備概要(福岡)

【当該項目に関する取組み】

- イ 造成・植栽については、空港北側地区(福岡市東区社領2丁目、3丁目)において、コスト縮減を図りつつ地元住民等の要望も踏まえ、緑地(約0.4ha)の整備を行った。
- ロ 空港南側の一定範囲の都市計画事業に関しては、国、福岡県、福岡市及び空港周辺整備機構で構成する福岡空港周辺整備計画調査委員会等の中で、事業内容、事業承認・認可取得の手続等の進め方及び計画区域の現況の土地利用状況を踏まえ土地の有効活用方策について協議を行った。



平成18年度に整備した緩衝緑地(福岡市東区社領3丁目)

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期目標)

(3) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

(中期計画)

(3) 空港と周辺地域の共生

国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

- イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ啓発活動を積極的に実施する。
- ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。
- ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進する。

(年度計画)

(3) 空港と周辺地域の共生

空港周辺地域の緑地整備を推進するなど国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

- イ 周辺地域活性化促進協議会等の機会を通じ環境関係の啓発活動を実施する。
- ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。
- ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進するため、ホームページを活用して広報に努める。

①年度計画における目標設定の考え方

国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、大阪・福岡空港において小、中学校等の見学・校外学習の受け入れを行う等、空港周辺地域の生活環境改善の一翼を担う空港周辺整備機構の啓発活動を引き続き行うこととした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降への見通し

【当該年度における取組み】

- イ 大阪国際空港の周辺地域活性化協議会は毎年3月に開催されているが、国・自治体等との日程調整の関係で見送られた。
- ロ ①9月1日に日本大学の夏期実習として工学部の3回生を受入れ、緑地造成事業の概要及び工事現場見学を実施した。
 - ②10月26日に大阪産業大学の学生30名に対し、空港周辺環境対策についての講義を実施した。
 - ③1月4日に伊丹北高等学校の学生に対し、大阪国際空港の騒音対策について講義を実施した。
- ハ 環境学習の受入促進を図るため、義務教育機関の方へ向けた案内をホームページ上に掲載する等、環境学習の受入等について、働きかけを行った。

【資料2-1】 → ※広報活動の状況



都市計画緑地 伊丹スカイパーク
(平成18年7月オープン)



空港周辺環境対策についての講義風景
(大阪産業大学)

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

引き続き、国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するとともに、環境関係の啓発活動を実施する。また、見学・校外学習の受入推進を働きかける。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善を図るため、欠損金を3割圧縮するほか、未収金の大幅な圧縮など、適切な措置を講じること。

(中期計画)

3. 予算、収支計画及び資金計画

- (1) 予算 別紙のとおり
- (2) 収支計画 別紙のとおり
- (3) 資金計画 別紙のとおり

欠損金を30%圧縮する。

未収家賃を40%圧縮する。

(年度計画)

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

- (1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

(3) 資金計画 別紙のとおり

総利益を計上することにより、欠損金を25%以上圧縮する。

①年度計画における目標設定の考え方

中期計画を達成するために必要な予算、収支計画及び資金計画を策定した。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降への見通し

【当該年度における取組み】

予算、収支計画及び資金計画については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。

欠損金については、着実に圧縮を図っているところであり、独立行政法人化時点(平成15年10月1日)の繰越欠損金1,165百万円は、平成18年度末において436百万円となっており、圧縮率は中期計画を上回る約63%となった。

(単位:百万円)

	平成15年(10/1)	H17年度末	H18年度末
繰越欠損金	1,165	827	436
総利益			391
圧縮率		29.0%	62.6%

【資料3-1】 → ※予算、収支計画及び資金計画の年度計画に対する実績額

【中期目標達成に向けた次年度以降への見通し】

今後も予算、収支計画及び資金計画の適正な執行に努力する。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成18年度の契約状況については、

- ・ 一般競争入札(4件、総額 157,270 千円、1件あたり平均落札率 71.1%)
- ・ 指名競争入札(18件、総額 81,317 千円、1件あたり平均落札率 75.2%)
- ・ 公募後の随意契約(11件、総額 141,856 千円、1件あたり平均落札率 95.4%)
- ・ 随意契約(59件、総額 1,103,279 千円、1件あたり平均落札率 98.8%)

※中村地区の再開発整備事業に係る用地取得は国、用地売却は事業所を要する移転補償契約者との随意契約であり、これらの特例的な契約を除けば23件、総額 72,445 千円、1件あたり平均落札率 97.0%となる。

また、随意契約(公募後の随意契約を除く)の割合は件数で 64.1%、金額で 74.4%である

が、中村の用地取得及び用地売却を除けば件数で 41.1%、金額で 16.0%となる。

(参考)平成18年度における入札契約の適正化に向けた取り組み

- ・ 工事における一般競争入札方式の対象を予定価格1千万円以上に拡大
(従来は6億6千万円以上)
- ・ 指名業者名の公表時期を事前(入札前)から事後(入札後)へ変更
- ・ 随意契約の理由・金額、入札結果など契約情報の公表(10月より)
- ・ 不落随意契約の原則廃止
- ・ 現場説明会の原則廃止
- ・ 郵送による入札の導入
- ・ 指名停止措置の強化(最長24か月)
- ・ 違約金特約条項の強化(組織的で悪質性の高い場合5%加算、計15%)
- ・ 建設コンサルタント等における随意契約限度額の引き下げを決定(予定価格250万円を100万円に引き下げ。平成19年度から適用)

(中期計画)

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

(年度計画)

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

①年度計画における目標値設定の考え方

予見しがたい事故等による資金不足に対応するため、短期借入金の限度額を1,400百万円とした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

該当事項なし

(中期計画)

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

(年度計画)

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

①年度計画における目標値設定の考え方

該当事項なし

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

該当事項なし

(中期計画)

6. 剰余金の使途

該当なし

(年度計画)

6. 剰余金の使途

該当なし

①年度計画における目標値設定の考え方

該当事項なし

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

該当事項なし

5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

5. その他業務運営に関する重要事項

(1)人事に関する計画

①人件費(退職手当等を除く)については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。

②国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。

(中期計画)

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1)人事に関する計画

①「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人員について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね2%の人員を削減することとする。(下表のとおり)

区 分	常勤 役職員数(人)
平成17年度末	101
平成18年度末	101
平成19年度末	99
17年度と19年度の比較	△2
削 減 率	1.98%

なお、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(年度計画)

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

- ① 「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度において、人員について17年度比で1%以上の削減を行うこととする。

なお、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

①年度計画における目標設定の考え方

独立行政法人は、組織の効率化・活性化が求められており、事業を進める上で組織体制のスリム化を図ることとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降への見通し

【当該年度における取組み】

組織のあり方を検討するとともに、中期計画期間中に抑制する人員の見通しについて、国・府・県・市など派遣元との協議を行った。

また、独立行政法人における総人件費改革の取り組みに対して、現中期計画期間において平成17年度比で概ね1%の削減計画を策定した。

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

中期計画期間中に抑制する職員数については、既に目標数である12名を削減したところであるが、更なる効率的・効果的な事務・事業を実施すべく、また、事務・事業量に見合った要員配置を行うため、国・府・県・市からの出向者の人事ローテーション等考慮したうえで、派遣元との協議

を行い、人事異動計画を策定することとした。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(人事院勧告に準拠した役職員の給与・退職手当の見直し内容)

- ・給与俸給表の改定
- ・特別都市手当支給率の見直し
- ・管理職手当支給率の見直し
- ・退職手当算定方法の見直し

(中期目標)

- ③ 業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

(中期計画)

- ② 定年退職者の補充にあたっては原則として業務の進捗に応じ削減する。
- ③ 国・府・県・市からの出向者については若返りを図り、人件費を抑制する。
- ④ 独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。

(年度計画)

- ② 国・府・県・市からの出向者については平均して若返りを図り、人件費抑制につながる人事異動計画が策定されるよう引き続き要望すると共に、事前の調整・協議を充分に行う。

①年度計画における目標設定の考え方

空港周辺整備機構は、大阪国際空港事業本部のプロパー職員(7名)を除き、国、府、県、市の出向者で構成されているため、各関係機関の人事異動計画の策定に際し、機構の実情及び人事方針を説明することにより、職員の若返り及び人件費の抑制を図ることとした。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降への見通し

【当該年度における取組み】

平成19年度の異動計画に当たり、平成18年9月～平成19年1月にかけて国・府・県・市に対し若い人材の派遣要請を行うとともに、空港周辺整備機構内部における業務に見合った円滑な人事配置等を実施すべく、派遣協定に関して協議を行った。

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

人件費抑制を図るため、課長代理級以下を重点に若返りを図るとの方針のもと、派遣元に更なる協力を求めていく。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成18年度の異動者について前任者との比較を行った場合、次のような改善がなされた。

○平均年齢 46.5歳 → 43.8歳 (△2.7歳)

○平均俸給月額 430,352円 → 402,307円 (△6.5%)

また、若返りや人員抑制等により、人件費は平成14年度に比べ約28%の削減となった。

【資料1-3】 → ※異動者の年齢・俸給月額の変動